

# 結核と診断した場合の届出は 直ちに最寄りの保健所へ

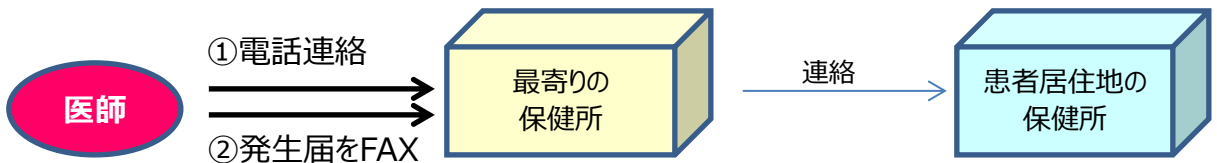
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第12条の規定により、医師は、結核と診断した場合は、直ちに最寄りの保健所へ届け出てください。

## ○ 届出の対象

届出の対象は、①結核患者(確定例)、②無症状病原体保有者(治療が必要な潜在性結核感染症の者)、③疑似症患者、④感染症死亡者の死体、⑤感染症死亡疑い者の死体です。

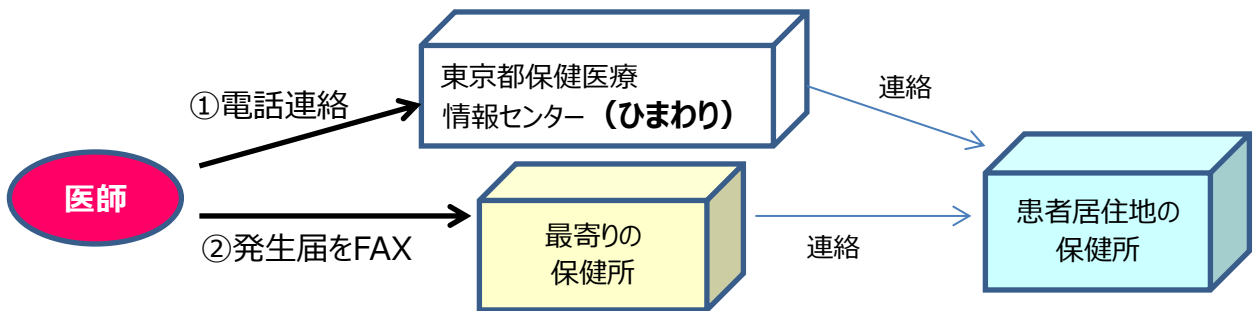
## ★平日保健所の開庁時間の届出方法

- ① **最寄りの保健所に、発生届をFAX送信する旨を電話連絡**する。
- ② 結核発生届（別記様式9）に必要事項を記入し、**最寄りの保健所にFAX送信**する。



## ★平日夜間・休日（平日は17時15分～翌日8時30分まで、休日は24時間）の届出方法

- ① **東京都保健医療情報センター（ひまわり）に電話連絡**する。  
ひまわり医療機関専用ダイヤル **03-5272-0326**
- ② 結核発生届（別記様式9）に必要事項を記入し、**最寄りの保健所にFAX送信**する。



## ○結核患者が入院した時、退院した時

感染症法第53条の11の規定により、**病院管理者は7日以内に最寄りの保健所に届出が必要**です。詳しくは最寄りの保健所にお尋ねください。

最寄りの保健所を記入し、貼っておくと便利です↓  
**最寄りの保健所**

**保健所**

電話

FAX

結核発生届は、  
東京都感染症情報センター  
Webサイトから

東京都 感染症発生届 検索

東京都福祉保健局

(Ver.20190408)